



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

厚生労働省 医政局へ要望

特定行為研修の受講促進に向けた 仕組みの構築を要望

公益社団法人日本看護協会（会長・秋山智弥、会員70万人）は5月13日、厚生労働省の森光敬子医政局長に「特定行為研修の修了者増加に向けた仕組みの構築に関する要望書」を提出しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。

2040年に向け、高齢者の増加や人口減少に伴う医療ニーズの増大、マンパワーの確保、医療従事者の働き方改革への対応が課題となっています。こうした中、手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の役割への期待が高まっており、質の高い看護を効率的に提供するためには、特定行為研修修了者を増やし、その活用を進めていくことが必要です。

厚生労働省は、特定行為研修修了者を加速的に増やすため、令和8年度新規事業「看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業」により、全ての看護師が共通科目のうち3科目を前倒しで受講できる機会を提供しています。

本会は、さらなる受講促進に向けて、指定研修機関が全共通科目の受講機会を提供し、受講した科目を履修免除できる仕組みの構築に向けた予算拡充と周知を要望しました。

秋山会長は「受講しやすい環境として受講者の経済的負担も考える必要がある。現在は区分別科目の修了をもって補助金の対象となっており、共通科目だけ先に受講しても補助金の対象にはならない。そのため、共通科目の受講料を下げ受講しやすくすると同時に、区分別科目の受講料を見直し、自施設以外で共通科目を受講した看護師についても、指定研修機関が履修免除により区分別科目の受講者として受け入れる仕組みが必要だと考えている」とも述べました。

これに対し森光医政局長は「現在の共通科目3科目から全7科目へ受講機会を拡大することは、特定行為研修修了者を加速的に増やしていくために必要だと考えている。履修免除の仕組みの構築と予算拡充について進めていきたい。受講料についても、受講促進のための視点として認識した。貴重な意見として今後にかかしていきたい」と考えを示しました。



森光医政局長（右）に
要望書を手渡す秋山会長

日看協発第 74号
令和 8 年 5 月 13 日

厚生労働省
医政局長 森光 敬子 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 秋山 智弥



特定行為研修の修了者増加に向けた仕組みの構築に関する要望書

2040 年に向けた高齢者の増加や人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保、医療従事者の働き方改革に伴う対応が喫緊の課題となっています。これらに対応するため、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師の活躍が期待されています。特定行為研修修了者(以下、修了者)の人数の増加は患者の QOL 向上に影響を与えることから、修了者を効率的に活用し、質の高い修了者を確保していく必要があります。

しかし、特定行為研修を受講する看護師は、働きながら一定期間の研修受講が必要となるため、受講にあたり負担が生じています。令和 8 年度新規事業として「看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業」が実施されましたが、共通科目 7 科目中 3 科目の受講機会の提供にとどまっております。残りの科目受講の負担は継続しています。

さらに修了者を加速度的に増やすためには、より多くの指定研修機関が多く、多くの看護師に全共通科目の受講機会を提供する体制を整備し、受講した科目が履修免除される仕組みを早急に整備する必要があります。

そこで、就業している看護師が特定行為研修を受講しやすく、ひいては、修了者の増加につながる仕組みとなるよう、以下を要望いたします。

要望事項

1. 特定行為研修のさらなる受講促進に向け、指定研修機関が多く、多くの看護師に対して全共通科目の受講機会を提供し、受講した科目を履修免除する仕組みを構築するための予算の拡充を講じられたい。
2. 共通科目の全科目修了を一層促進できるよう、上記 1 の仕組みについて、指定研修機関への周知を図られたい。